

## 〈感染症対策マニュアルの変更ポイント〉

2020年10月版

### ①フェイスシールド又はアイガードの着用は省きました。

理由：フェイスシールドやアイガードは、相手からの咳、くしゃみの飛沫が装着者の目に入るのを防ぐために使用するもので、装着者の飛沫が相手に飛ぶのを防ぐためのものではない。福祉ネイルの対象者は、施設入所中の高齢者様は基本的にウイルス保持者としての可能性は低く、むしろ我々福祉ネイリストの方がウイルス保持者の可能性は高い。よって、飛沫防止のためには「正しくマスクを着用する」ことが最重要であるため。

### ②衛生帽子の着用、袖付きのエプロン着用は義務としない事としました。

ただし、「施設様との十分な話し合いにより、両者の納得案を優先して使用の是非を決定すること」としてください。

理由：これらは、①感染地区に入室の際、自らを守る②極めて衛生的な環境に入る際、室内を清潔に保つという2つの意味合いを持つ。しかし、ウイルス保持の可能性が低い高齢者施設への入室、10月1日時点の感染状況を鑑み、「長い髪は後ろでしばる」「前髪はピンなどでしっかり留める」「正しく手洗いをする」「正しくマスクを着用する」「密を回避する」ということに留意することで感染予防効果はあると考えられる。

その上で、両者の納得案を採用するという姿勢で事前に話し合い、施設様側のご不安に寄り添う事とする。

### ③ゴム手袋の着用は義務としない事としました。

ただし、「施設様との十分な話し合いにより、両者の納得案を優先して使用の是非を決定すること」としてください。

理由：「正しい手洗い」並びに「アルコール消毒」が実行されると接触感染予防の効果が高くなる。

その上での正しいゴム手袋の取り扱い、直接の皮膚接触を回避できるので、念には念をという意味で一定の効果はあると考える。しかし、ゴム手袋の取り扱い次第では、全く意味をなさない。10月1日時点の感染状況を考えると、基本に則り「正しく手洗いをする」「手洗い又は消毒後は、自分の顔や髪、マスク、余計なものを触らない」を留意いただくことで感染予防効果はあると考えられる。

その上で、両者の納得案を採用するという姿勢で事前に話し合い、施設様側のご不安に寄り添う事とする。

#### 【変更を受けて施設様への事前調整の内容】

○フェイスシールド・アイガードの着用は行わない

※以下2項目に関しては基本的には使用を控える方向とするが、

「施設様との十分な話し合いにより、両者の納得案を優先して使用の是非を決定」という姿勢で、施設様のご不安に寄り添ってください。

○衛生帽子・袖付きのエプロンの着用

○ゴム手袋の着用

◆詳しくは、日本保健福祉ネイリスト協会感染対策マニュアル（2020年10月改訂版）をご覧ください。